

平成22年度診療報酬改定関係資料（D P C）

誤		正	
<p>5 3の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院（医科点数表第1章第2部第1節入院基本料区分番号A105に掲げる専門病院入院基本料に係る届出を行った病院に限る。以下「5に規定する病院」という。）であって、医科点数表第1章第2部第3節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。</p>		<p>5 3の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院（医科点数表第1章第2部第1節入院基本料区分番号A105に掲げる専門病院入院基本料に係る届出を行った病院に限る。以下「5に規定する病院」という。）であって、医科点数表第1章第2部第3節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。</p>	
区分番号A 300に掲げる救命救急入院料	救命救急入院料1 (3日以内の期間) <u>7,688点</u> 救命救急入院料2 (4日以上7日以内の期間) <u>6,763点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>5,478点</u> 救命救急入院料2 (3日以内の期間) <u>9,188点</u> (4日以上7日以内の期間) <u>8,128点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>6,878点</u>	区分番号A 300に掲げる救命救急入院料	救命救急入院料1 (3日以内の期間) <u>7,888点</u> 救命救急入院料2 (4日以上7日以内の期間) <u>6,963点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>5,678点</u> 救命救急入院料2 (3日以内の期間) <u>9,388点</u> (4日以上7日以内の期間) <u>8,328点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>7,078点</u>
区分番号A 301-3に掲げる脳	脳卒中ケアユニット入院医療管理料 (14日以内の期間) <u>3,688点</u>	区分番号A 301-3に掲げる脳	脳卒中ケアユニット入院医療管理料 (14日以内の期間) <u>3,888点</u>

卒中ケアユニット入院医療管理料		卒中ケアユニット入院医療管理料	
区分番号A 303に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料	総合周産期特定集中治療室管理料1 (14日以内の期間) <u>4,988点</u>	区分番号A 303に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料	総合周産期特定集中治療室管理料1 (14日以内の期間) <u>5,188点</u>
区分番号A 305に掲げる一類感染症患者入院医療管理料	一類感染症患者入院医療管理料 (7日以内の期間) <u>6,878点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>5,678点</u>	区分番号A 305に掲げる一類感染症患者入院医療管理料	一類感染症患者入院医療管理料 (7日以内の期間) <u>7,078点</u> (8日以上14日以内の期間) <u>5,878点</u>